

第25回 熊本県木材利用大型施設コンクール選考委員名簿

熊本県木材利用大型施設コンクール実施要領

第25回 熊本県木材利用大型施設コンクール選考委員名簿

(五十音順・敬称略)

- 元熊本大学准教授 …………… (選考委員会会長) 植田 宏
- 株式会社 熊本日日新聞社 論説委員 …………… 土田 隆
- 建築士 (元崇城大学非常勤講師、元県立大学非常勤講師) …………… 中野 和枝
- 一般社団法人熊本県木材協会連合会 専務理事 …………… 長谷川 誠
- 熊本県土木部建築住宅局建築課長 …………… 松野 秀利
- 熊本県森林組合連合会 代表理事専務 …………… 三原 義之

熊本県木材利用大型施設コンクール実施要領

(目的)

第1条 熊本県木材利用大型施設コンクール(以下「コンクール」という。)は、県産材需要拡大県民運動の一環として実施し、県産材を利用する優れた木材利用大型施設等を顕彰することにより、県民の県産材利用に対する意識の高揚と、県産材の需要拡大の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この実施要領において「木材利用大型施設等」とは、次のいずれかの基準を満たす、木造建築施設及び非木造建築で内外装が木質化された施設並びに木製外構施設(建物を除く。)であって、過去3年以内に完成した本県内の施設のうち県民に広く公開が可能なものという。

なお、このうち国、県及び主催者の建築又は所有に係る施設については「賛助施設」として取り扱うこととする。

- (1) 延べ床面積がおおむね200㎡以上の大型施設
- (2) 木材の利用分野の拡大や普及啓発効果の高い施設
- (3) 先駆的な工法の採用等による施設

(主催)

第3条 このコンクールは、熊本県、熊本県森林組合連合会、一般社団法人熊本県木材協会連合会、熊本県木材事業協同組合連合会及びくまもと県産材振興会が主催する。

(顕彰の方法及び種類)

第4条 顕彰は、表彰状を贈呈して行う。

2 顕彰の種類は、次のとおりとする。ただし、該当がないものとすることができる。

- (1) 熊本県賞
- (2) 熊本県森林組合連合会賞
- (3) 熊本県木材協会連合会賞
- (4) 熊本県木材事業協同組合連合会賞
- (5) くまもと県産材振興会賞

3 前項の種類のほか必要があるときは、特別賞を設けることができる。

(顕彰施設及び被顕彰者)

第5条 顕彰の対象施設(以下「顕彰施設」という。)は、県産材を利用した木材利用大型施設等(賛助施設を除く)とし、当該施設的设计者、施工者及び設置者の三者を顕彰するものとする。

(応募方法)

第6条 応募は、自薦又は他薦(各地域木材需要拡大協議会、県建築士会及び県建築士事務所協会の推薦)により別記「応募用紙」を提出することによる。

2 応募用紙の提出先は、熊本県農林水産部森林局林業振興課又は前項に掲げた団体とする。

(選考)

第7条 選考委員会において顕彰の適否を審査するものとする。

(選考委員会)

第8条 選考委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 委員は、学識経験者3名及び木材団体関係者2名並びに県土木部建築住宅局建築課長とする。
- 4 学識経験者及び木材団体関係者は、知事が選任する。
- 5 選考委員会は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。
- 6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代行する。

(顕彰施設の決定)

第9条 第3条に定める主催者は、選考委員会が行う審査の結果をもとに、顕彰施設の決定を行うものとする。

2 県は、熊本県賞及びその他選考委員会が適当であると認める施設(賛助施設を含む)を木材利用推進中央協議会の実施する木材利用優良施設コンクールに推薦するものとする。

(事務局)

第10条 顕彰に関する事務は、県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班において行う。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に關し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成27年(2015年)6月23日から施行する。

附則

この要領は、平成30年(2018年)6月4日から施行する。

附則

この要領は、令和元年(2019年)6月3日から施行する。